



# 園生活のしおり



R6年度版

## 《重要事項説明書》



名 称	幼保連携型認定こども園 茨田大宮こども園
所在地	大阪市鶴見区茨田大宮3-1-43
電 話	06-6911-0101
F A X	06-6911-0102

### 《保育理念》

- ①常に子どもの幸福を第一に考えた保育を行い、子ども達が健全な生活が送れる様、職員は知識の修得と技術の向上に努めます。
- ②集団生活を通して子ども達の主体性を尊重しながら保育することにより、自立する心を養います。
- ③保護者や地域社会と力を合わせ、常に社会性と良識をもって、保護者や地域社会と接します。

### 《保育基本方針》

- ①愛情と熱意を持って一人ひとりを育てる保育を提供し、保育に関する要望や意見、相談に際してはわかりやすく説明する努力をし、全職員が知識と技術の向上に努めます。
- ②集団生活を通じて基本的な生活態度・習慣と、自分で考え、判断・行動・表現できる能力の基礎を育てます。
- ③子どもに健康で安全な環境が作れる様、保護者や地域社会とのコミュニケーションを密にします。

### 《保育目標》

「元気な子」「思いやりのある子」「自分で考え行動できる子」「ルールや規律を守れる子」こんな子どもに育ってほしいと願っています。

### 《大切にしていること》

- ①基本的習慣を身につけた子ども
- ②意欲的に遊べる子ども
- ③自分も友達も大切にする子ども
- ④自分の思いを表現できる子ども
- ⑤豊かな感性を持った子ども



茨田大宮こども園は、平成31年4月1日より「幼保連携型認定こども園」に移行しました。

「認定こども園」とは、保護者が働いているいないにかかわらず就学前の児童を受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域における子育て支援として、全ての子育て家庭を対象に、相談活動や親子の集いの場の提供等も行います。

教育・保育に関わる職員は、保育士資格及び幼稚園教諭の両方を所持している「保育教諭」が担当致します。

# 茨田大宮こども園 重要事項説明書

教育及び保育の提供の開始にあたり、当こども園が説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 向日葵福祉会
所 在 地	大阪府門真市三ツ島 6-25-1
電 話 番 号	072-887-5575
代表者氏名	理事長 岡本 恒男

## 2. 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	茨田大宮こども園
施 設 の 所 在 地	大阪市鶴見区茨田大宮 3-1-43
連 絡 先	電話 06-6911-0101 FAX 06-6911-0102
施 設 長	園長 坂田 和子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	3号認定 2号認定 1号認定 0歳児 15人 3歳児 30人 3歳児 5人 1歳児 24人 4歳児 30人 4歳児 5人 2歳児 30人 5歳児 30人 5歳児 5人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 64人 (1号認定15人) 満1歳以上満3歳未満の児童 30人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	昭和42年4月1日 ※平成27年4月1日より民間移管

※利用定員は運営状況により変更の可能性あり

## 3. 施設の目的・運営方針

茨田大宮こども園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、教育及び保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「児童」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)当園は、教育及び保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

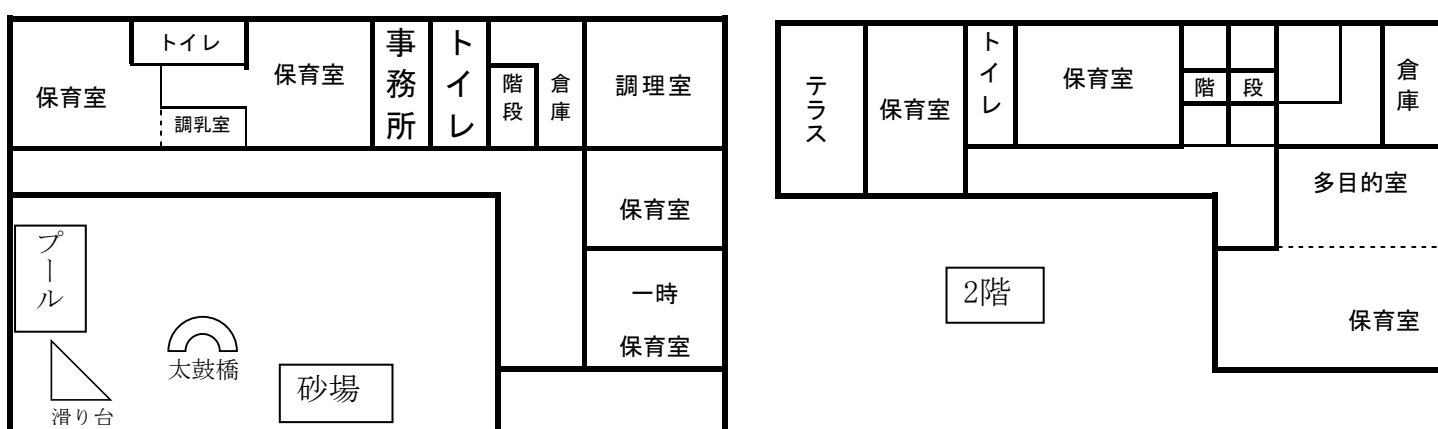
(3)当園は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4. 当園における施設・設備等の概要

##### 1) 施設

敷地		1740.46㎡
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	864.42㎡
園庭		1221.00㎡

##### (2) 主な設備



#### 5. 提供する保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年4月1日施行）を踏まえ以下の教育及び保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

##### (2) 障がい児保育

障がいのあるこどももないこどもも、地域やこども園で育ちあう保育をすすめるインクルーシブな保育をしています。

##### (3) 地域交流活動

地域のこどもたちを園行事などに招待して一緒に楽しんだり、園庭で遊んだりしています。

##### (4) 子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受け付けています。

《受付：月～金 午前10時から午後2時》

(5) 一時保育事業

在宅家庭の6か月から就学前までの児童を対象に保護者の就労や傷病・入院・育児疲れの解消など、緊急一時的に保育をします。利用にあたっては事前登録が必要で別途利用料がかかります。

6. 職員の職種、職員数及び職務の内容 令和5年4月1日

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	こども園運営をつかさどり、所属職員を監督する	1	1		
副園長	園長を補佐し、こども園運営をつかさどる	1	1		
主幹保育教諭	園長・副園長を助け、命を受けてこども園運営業務の一部を補佐、児童の保育等をつかさどる	1	1		
保育教諭	児童の教育・保育等をつかさどる	20	14	6	
技能職員(調理員)	給食調理等をつかさどる	5	2	3	
保育補助	保育教諭を補助する	3		3	

※給食委託事業の栄養士が巡回。

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という）」の定める基準を遵守し、教育及び保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長・副園長	正規の勤務時間帯（7時30分～18時30分）のうち、7時間45分
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7時30分～18時30分）のうち、7時間45分
保育教諭	正規の勤務時間帯（7時30分～18時30分）のうち、7時間45分
技能職員	正規の勤務時間帯（8時30分～17時15分）のうち、7時間45分
保育教諭補助	7時30分～18時30分のうち、1時間～7時間程度

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7. 教育及び保育を提供する日

- ・平常保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

※1号認定の教育保育に関する内容は、別途お知らせいたします。

※新2号認定の教育保育に関する内容は、別途お知らせいたします。

## 8. 教育及び保育を提供する時間

教育及び保育を提供する時間は、次の通りとします。



- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

(0～5歳児の2・3号認定)

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（0～5歳児の2・3号認定）

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

- (3) 3～5歳児の1号認定に係る保育時間は、9時から16時までです。

やむを得ない理由で保育を延長する場合、時間外保育を提供いたします。その場合別途利用者負担が必要です。

## 9. 登降園について

- (1) 朝は午前9時15分までに登園して下さい。やむを得ず登園時間が遅くなる場合や欠席の場合は、午前9時までに電話又はコドモンアプリにて連絡して下さい。

※9時以降の連絡は電話のみでお願いします。

- (2) 送迎は決められた時間を守り、保護者が保育室まで子どもと入室下さい。お迎えの時間がやむを得ず届出時間より遅れる場合や、他の人に送迎を頼む場合は事前に連絡して下さい。※お迎えは、中学生以上の方に限ります。

登降園時は事故防止のため、通用門の開閉は必ず保護者や大人が行い、十分ご注意ください。

また、必ず上部のカンヌキを掛けてください。

- (3) 登降園時は正門横の小さい門を使用します。  
 通用門はオートロックになっています。テン・キーを押すかインターホンに向かって顔を見せてクラスと名前、用件を言ってください。  
 出入りの際、子どもが道路に飛び出すと危険ですので、子どもから目を離さないように、また、**門の上部のカンヌキはわずかな間でも必ず閉めてください。**
- (4) 仕事の都合で、午前7:30~8:00までの保育、または午後4:00以降の保育が必要な方については、「勤務条件にかかる証明書」と「保育必要時間申請書」を必ず提出していただきます。  
 保育必要時間申請書につきましては、**勤務時間+通勤時間**に応じての時間となります。
- (5) 仕事がお休みで登園される場合は、お休みであること、またその日の連絡先を必ずお知らせください。また、お迎えは午後4時までをお願いします。
- (6) 短時間保育や1号認定の場合、時間を超えると延長料金を別途徴収いたします。  
 (¥200/30分)
- (7) 送り迎えの基本は徒歩か自転車をお願いします。車やバイクでの送迎はご遠慮ください。 自転車を止める時は車や通行人に十分気をつけてください。**※隣の郵便局前および園周辺は、駐車禁止です。** やむを得ず、車で送迎する時は必ずコインパーキングに止めて下さい。
- (8) 保育園内には、子どもが飛び出さない様危険防止の柵があります。出入りの際は保護者が必ず鍵をかけてください。
- (9) お迎え時は遊具等で遊ばずに帰り支度をし、速やかに降園下さい。事故防止のためご協力をお願いします。

《こども園での生活》

乳児（0・1・2歳児）		幼児（3・4・5歳児）	
時間	活動	時間	活動
7:30~	順次登園・視診・検温 室内あそび	7:30~	順次登園・視診 室内あそび
9:30	おやつ 室内・戸外あそび	9:20	体育ローテーション 設定保育
11:30	給食	12:00	給食
12:30	お昼寝		室内・戸外あそび (3歳児のみ12月までお昼寝)
15:00	おやつ	15:00	おやつ
16:00	順次降園	16:00	順次降園
~	長時間保育	~	長時間保育
18:30	最終降園	18:30	最終降園



## 10. 食事の提供方法及び提供を行う日・アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

こども園において、調理を行います

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃
3歳児		12時頃	15時頃
4歳児		12時頃	15時頃
5歳児		12時頃	15時頃



※ 献立表は毎月別途お知らせします。

### (3) アレルギー対応状況

完全除去食に対応

食物アレルギー対応マニュアル 有

※食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

### (4) 栄養士の配置状況

当園は食事を給食業者に委託しております。従って、当園と委託業者の栄養士とで献立の作成や栄養価等の評価を実施し、安全な食の提供に努めております

### (5) 毎日の献立メニューは1F事務所前に掲示していますので、参考にして下さい。

(6) 幼児は主食提供事業を実施しています。主食費として月額 1,500 円徴収します。事情により1ヶ月間（1日～月末まで）続けて休む必要がある場合は、事前に主食費免除の申請ができますのでご相談ください。事前申請がない場合は免除できません。また、1日でも食した場合は徴収となりますのでご承知ください。  
※令和6年4月より副食費（4,700円/月）を徴収させていただきます。

(7) 園外保育（遠足等）の時には、「お弁当」をお願いすることがあります。家で調理をしてから食べるまでの時間が長くなりますので、必ず当日の朝、加熱調理し良く冷ましてからお弁当箱に詰めてください。汁気の多いもの・炊き込みご飯・生野菜・果物等は傷みやすいので控えましょう。  
加工食品（かまぼこ・ウインナー等）も加熱し、揚げ物等は中心部まで十分に火を通して下さい。「ふりかけ・のり」等のご飯が冷めてからかけると傷みにくくなります。



## 11. 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料相当額の施設使用料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。

### (2) 保育料は、こども園から配布する徴収袋に入れて直接事務所までお持ち下さい。1ヶ月続けてお休みされても籍がある場合は、保育料の納付が必要ですのでご承知おきください。

※2か月以上保育料を滞納されますと、退園していただく場合があります。

### (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、以下に掲げる費用を負担していただきます。（※表を参照）お支払方法については、当園がお渡しする収納袋にて支払い頂きます。諸経費は、職員に手渡しして下さい。

※表《保育の提供に要する実費に係る利用者負担金》

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費 副食費	3、4、5歳児の主食提供に係る実費負担	月額 主食費 1,500円 副食費 4,700円
行事費	園外保育（遠足）に係る実費負担	0円（R5年度 実績）
被服費	帽子等個人持ちの物品に係る実費負担	入園時 1050円程度
教材費	個人負担の教材等に係る実費負担 粘土（450円）クレヨン（590円）	入園時 450～1,490円程度
	出席ノート（幼児用） けんこう手帳（共通）	280円（1年間使用） 170円（6年間使用）
写真代	年2回販売（購入は希望者のみ）	1枚 42円程度
保育活動充 実費	3、4、5歳児の外部講師による保育活動 に係る実費負担	月額 3歳児 250円 4歳児 500円 5歳児 500円
アルバム代	年長児修了の際、個人負担による	2,300円程度
日本スポーツ 振興センター	災害共済給付掛け金	年額210円
延長料	保育時間延長に係る実費負担	30分200円

## 12. 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき、当園に利用の要請をされた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

## 13. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件



に該当しなくなったとき。

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

#### 14. 嘱託医・薬剤師

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

##### (1) 内科

医療機関の名称	長谷川医院
医 院 長 名	長谷川 正
所 在 地	大阪市鶴見区諸口 4-15-15
電 話 番 号	06-6913-6686

##### (2) 歯科

医療機関の名称	みぞぐち歯科医院
医 院 長 名	溝口 克之
所 在 地	大阪市鶴見区茨田大宮3-16-8
電 話 番 号	06-6915-6480

##### (3) 薬剤師

機関の名称	つるみ薬局
薬剤師名	北口 麻希子
所 在 地	大阪市鶴見区茨田大宮4-19-8
電話番号	06-6914-3715

#### 15. 緊急時の対応

入園されている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

#### 16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

- (1) 災害時にこども園を**臨時休園**する場合、お迎えをお願いしますので、ご協力ください。台風接近などの場合は天気情報に特にご注意ください。暴風警報発令中は、自宅待機になります。（警報が10時30分までに解除された場合は通常通り、解除されなかった場合は臨時休園となります。）

(2) 提出していただいている緊急連絡票の職場や電話番号などの変更がある場合は、(携帯電話以外の連絡先も記入) 速やかにお知らせください。

保育中に災害があった場合	
主たる避難場所	茨田大宮こども園 Tel 6 9 1 1 - 0 1 0 1
上記以外の場所	茨田東小学校 Tel 6 9 1 2 - 0 0 1 1

## 17. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 18. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 坂田 和子 (園長)</li> <li>・ご利用時間 9:00~17:30</li> <li>・電話番号 06-6911-0101</li> <li>FAX 06-6911-0102</li> <li>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください</li> </ul>
--------------	---

※こども園のことや日常の保育についてのご意見ご要望は、意見箱やクラス担任、事務所、お電話でも構いませんのでいつでもご相談して下さい。

※修了・退園時も相談を受け付けます。

●第三者委員(事業所において第三者の立場から苦情相談)

【地域】吉村里実 【法人監事】楨信子

## 19. 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	210 円 (年額)

こども園では特に子どもの安全について留意しますが、万一の事故に備えて全員『独立行政法人日本スポーツ振興センター』に加入していただきます。(¥210/年)こども園でのけがで通院した場合は、一旦保護者の方に医療費を立て替えていただきます。その後申請により返金されます。

※かかった医療費が少額の場合は、対象にならないこともありますのでご了承ください。

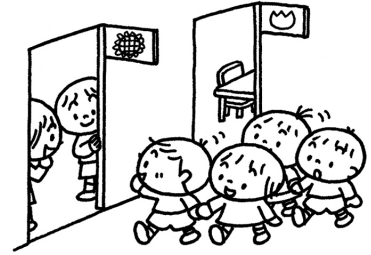
## 20. 児童の利用状況 (毎年度 9月 1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	12人	6人(11月より9人)	6人	6人
1歳児	24人	18人	18人	17人(10月より18人)
2歳児	30人	24人	24人	20人(10月より21人)
3歳児	34人(1号4人)	33人(1号10人)	29人(1号11人)	29人(1号7人)
4歳児	31人(1号4人)	33人(1号5人)	30人(1号8人)	29人(1号8人)
5歳児	34人(1号9人)	31人(1号4人)	33人(1号5人)	28人(1号7人)

【クラス名】

- 乳児クラス 0歳児（たんぽぽ） 1歳児（ちゅうりっぷ）  
2歳児（もも）
- 幼児クラス 3歳児（ばら） 4歳児（すみれ） 5歳児（ゆり）
- 一時預かり保育（つくし）

※当園は異年齢による保育も大切にしています。



21. 第三者評価の受審・自己評価の実施状況

項目	受審・実施状況	受審・実施結果
第三者評価受審状況	H28年度受審	大阪府HPに公表中
自己評価の実施状況	実施	

22. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨  
公表・公示された案件はありません。

23. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	<u>当園への自動車・バイクでの通園は原則認められません。</u>

- ・毎月「こども園だより」「食育だより」「献立表」「保健だより」「クラスだより」をコドモンアプリにて配信します。子どもの様子や行事予定、給食献立などをお知らせします。読み落としのない様アプリ内のお知らせ又は資料室をご確認下さい。また、配布物がある場合もありますので毎日カバンの中を見たり、子どもにたずねるなどして確認して下さい。
- ・掲示板・クラスのボードにも緊急なことや連絡事項などをお知らせすることがあります。毎日必ず見るようにしてください。
- ・アレルギー児への配慮のため、園内での飲食や飲食物の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・個人情報保護のため、行事以外での園内の写真撮影などはお断りしています。また、行事の写真においてもブログやSNS等の投稿には保護者間の了承のもとに行い、トラブルのない様お願いします。

## 園生活に必要なもの【乳児】0.1.2歳児

		0歳	1歳	2歳	備考
毎日持ってくるもの	おしぼり	3	3	3	●E°ロウ…タルを2つに折り、輪にして縫い、ゴムを通す。
	エプロン	3	3	3	
	汚れ物入れ用袋 (スパーの袋又は、それに代わる物)	1	1	1	ゴムの伸びや、衛生面に気をつけ、洗い替えを用意して下さい。
	乳首 (密閉容器に入れて持ってきてください)	3	/	/	●スパーの袋にも名前を書いてください。
	肌着 (Tシャツ可)	3	3	3	●密閉容器は2つ用意下さい。
	上衣 (半・長シャツ)	3	3	3	
	下衣 (半・長ズボン)	3	3	3	
	パンツ	/	/	3	●パンツは個々の様子を見て用意していただきます。
	紙オムツ	5	5	5	●紙おむつには一枚一枚にフルネームで名前を書いて下さい。
	カラー帽子	1	1	1	
	体温計	1	1	1	●カラー帽子は毎日着用してきて下さい。
	お昼寝用ふとん	1組	1組	1組	●体温計は園に置いておいて下さい。
	おしりナップ	1	1	1	●敷布団 (マット) は園で用意します。 敷きカバー (バスタオル) と掛け布団をお持ち下さい。週末に持ち帰ります。

●持ち物には全て、フルネームで名前をはっきりと書いてください。



## 園生活に必要なもの【幼児】3.4.5歳児

		3歳	4歳	5歳	備考
毎日持ってくるもの	出席ノート	1	1	1	●カラー帽子は毎日着用してきて下さい。 ●袋の大きさは20×25cm位の巾着袋。
	カラー帽子	1	1	1	
	からだ拭きタオル	各1 (スパーの袋にも名前を書いてください。)			
	箸・箸箱				
	コップ				
	コップ・箸入れ袋				
	汚れ物入れ用袋 (スパーの袋又は、それに代わる物)				
	半袖・長袖Tシャツ	2	2	1	
	半ズボン	2	2	1	
	パンツ	2	2	1	
上靴・上靴袋	各1	各1	各1		
お昼寝用ふとん	1組	●布団については、乳児と同じです。 ※夏場の7・8月は4,5歳児もお昼寝があります。 パスタオル又はタオルケットをご用意下さい。 ※3歳児は、12月までお昼寝をします。			

- 上記以外にお絵描き帳（自由に絵を描きます）・色鉛筆（12色）を持ってきて下さい。  
 （※色鉛筆も1本1本に名前の記入をお願いいたします。）  
 （※3歳児クラスは1月より使用を始めます。担任から声掛けをさせていただきます。）
- 持ち物には全て、名前をはっきりと書いてください。

### 持ち物について

- ☆ 登降園の際には、必ずカラー帽子をかぶってください。
- ☆ 衣類・持ち物にはすべて、大きくはっきりと名前を書いて下さい。洗濯などで名前が薄くなったらすぐに書き直して下さい。
- ☆ リュックサックなどにつけるキーホルダーは、外れて踏んでケガをしたり誤飲の恐れがある為つけないで下さい。

### 服装について

- ☆ 活動的で脱ぎ着のしやすい物にしてください。（スカート・チュニック・ワンピース・つりズボン・スカートつきズボン・すその長いズボン・つなぎの服・フードつきのものなどは、着脱がしにくかったり、危険がともないますのでやめて下さい。）
- ☆ 髪の毛をくくるゴムは、飾りのないものにしましょう。切れやすい輪ゴムはやめましょう。

### 名札について

- ☆ 新年度当初は、登園後衣服に付け、降園する時に所定の場所に返却して下さい。

**持ち物にはすべて名前を書きましょう！**

（フルネーム）

### SIDS（乳幼児突然死症候群）

生後6ヶ月未満の乳児に多く見られる突然死です。詳しい原因は解明されていませんが、リスク要因として、保護者の喫煙・うつぶせ寝・非母乳栄養（人工栄養）があげられます。予防策として、仰向けに寝かせる・母乳で育てる・養育者の禁煙・敷布団はかための物を選び枕は使用しない・乳幼児の睡眠時の呼吸状態をこまめに観察する等です。

### 子どもの心身の健康に影響を与える虐待

- ① **身体的虐待**・・・殴る・蹴る・タバコの火を押し付ける等といった身体的な暴力をふるうこと。被虐待児が頭がい内出血・骨折・熱湯等で緊急入院することになり発覚するケースが多くみられます。
- ② **性的虐待**・・・子どもと性交したり、性的行為を強要するだけでなく、性的行為を見せたり、性的対象として扱うことも含まれます。  
これにより心理的・精神的問題を負った子どもには、カウンセラー等による治療が必要となります。
- ③ **心理的虐待**・・・子どもの心が傷つくような言動を繰り返したり、子どもを拒否したりすること。そのストレスが大きいと子どもは対人恐怖や摂食障害になる場合があります。
- ④ **ネグレクト**・・・不適切な養育や放置・保護者の怠慢。たとえば、子どもを不潔な状態のまま放っておく、食事をあたえない、病気になっても医師に診せない、家に閉じ込める等を指します。

※上記のようなことが見られた時や疑われた場合には、認定こども園は通報する義務があります。

### 親子の愛着こそ子育ての原点

親子のスキンシップ・ふれあいは子どもが成長していく上で基礎となるものです。

乳幼児期でしか培うことができない基本的信頼感を、親のたっぷりの愛情でどうぞ満たしてあげてください。